

## (本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 6月末までの主な成立法律一覧(私法部門)
3. 6月末までの主な成立法令一覧(公法・刑事法部門)
4. 6~7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
5. 6~7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
6. 成立法令(私法部門)
7. 成立法令(公法・刑事法部門)
8. 発刊書籍(私法部門)
9. 発刊書籍(公法・その他部門)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## (1) 最三判平成13年7月10日 平成11年(受)第223号 土地所有権移転登記手続請求事件(最高裁ホームページ)

時効の完成により利益を受ける者は自己が直接に受けるべき利益の存する限度で時効を援用することができるものと解すべきであって、被相続人の占有により取得時効が完成した場合において、その共同相続人の一人は、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用することができるにすぎないとした事例

## (2) 最三判平成13年7月10日 平成11年(行ヒ)第24号 不動産登記処分取消請求事件(最高裁ホームページ)

共同相続人間においてされた相続分の譲渡に伴って生ずる農地の権利移転については、農地法3条1項の許可を要しない。

## (3) 最一判平成13年2月22日 判時1745号85頁

民法564条に規定する除斥期間の起算点として、売買の目的である権利の一部が他人に属し、又は数量を指示して売買した物が不足していたことを知ったというためには、買主が売主に対し担保責任を追及しうる程度に確実な事実関係を認識したことを要する。

## (4) 最三判平成13年3月13日 判時1745号88頁

遺言者の住所をもって表示された不動産(共有物)の遺贈について、その住所にある土地建物を一体として、その各共有持分を遺贈する旨の意思を表示していたものと解するのが相当であるとして、建物の共有持分のみを遺贈する意思を表示したものと解した原審の判断を覆した事例。

## (5) 東京高判平成13年1月31日 判時1743号67頁

建物賃貸借契約において、保証金返還請求権につき質権設定契約を締結する場合、同請求権の成立及び存在を証する文書である賃貸借契約書の原本及び保証金預かり証の原本が存在するときは、質権設定契約が有効に成立するための要件として、その各原本の交付を受けることが必要である。

## (6) 東京高判平成12年12月25日 判時1743号130頁

著名なプロサッカー選手のプライバシー権及び著作権の侵害を理由とする書籍の出版の差止等請求事件において、「一般人の感性を基準として公開を欲しない事柄に属するかどうか」という基準に照らし、出生時の状況、身体的特徴、家族構成、性格、学業成績、教諭の評価等、プロサッカー選手になる以前の事柄でサッカー競技に直接関係のない事実は、私事性の強い私生活上の事実であるとして、プライバシー権の侵害を認めた原判決の判断を是認した事例。

## (7) 大阪高判平成12年9月28日 判時1746号139頁

控訴人は、自らはホテルの自室に戻ることから、被控訴人において本件自動車をホテルの敷地内で移動させることを了承し、その鍵を従業員に交付することにより、被控訴人に対しその保管を委託し、被控訴人はこれを承諾したのであるから、被控訴人はホテルの営業の範囲内において、無償で同控訴人の寄託を受けたというべきであり、同控訴人が被控訴人に対して交付した鍵がスペアキーであり、同控訴人がマスターキーは自己のもとに所持していたこと、被控訴人において短時間だけ鍵を預かる意図であったことは、いずれも右認定を左右するものではない。

## (8) 東京高判平成12年3月22日 判タ1056号216頁

根抵当権の元本確定時に被担保債権が存在しなければ、根抵当権は消滅し、根抵当権設定者は根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求し得るが、根抵当権の元本確定自体は、特定されるべき被担保債権の存在、不存在とはかかわりなく、元本確定事由の有無により決定されるべきものであるから、根抵当権の元本確定登記手続請求訴訟において、被担保債権の消滅は抗弁とはならない。

## (9) 東京高決平成11年4月19日 判タ1057号162頁

民法372条の準用する同法304条1項の「債務者」には抵当不動産を抵当権設定後に賃借した者も含まれ、したがって、抵当権設定後の賃借人が目的物を転貸した場合にはその転賃料債権に対しても抵当権にもとづく物上代位権が及ぶ。

## (10) 東京地判平成12年11月15日 金法1614号72頁

一般債権者と抵当権者との間の利益調整を図る民法394条の趣旨及び文言、国税と私債権との間の利益調整を図る国税徴収法の趣旨等からすると、租税債権と私債権との間の場

面において、民法394条2項ただし書を適用することはできない。

(11) 東京高判平成13年3月1日登記インターネット20号180頁

登記官が、後の申請に添付された遺言書は、先に却下した申請に添付された遺言書よりも作成日付が古く、内容においても抵触することから、相続を証する書面と認められないとして、申請を却下した事案で、「権利に関する登記申請についての登記官の審査は、実体上の権利関係にも及ぶ。ただ、その方法が書面審査に限定されるだけにすぎない。従って、書面審査による限り、登記申請の添付書面が実体法上有効か否かについても審査することは、許される。そして、登記官の書面審査の対象となる資料は、通常は当該登記申請書及び添付書類並びに申請に関する登記簿であるが、同一不動産の同一登記原因に基づく同一申請人からの登記申請が、本件登記申請に先立つ10日前になされ、同一登記官がこれを審査して却下したような場合、登記官が職務上把握している知識及び情報等に基づいて、本件登記申請の添付書類の実体法上の効力を判断することは、登記官の審査権の範囲を逸脱したものとはいえない。」とした。

(12) 最二判平成13年7月6日 平成12年(行ヒ)第172号 審決取消請求事件(最高裁ホームページ)

洋服等を指定商品とする「PALM SPRINGS POLO CLUB」等の文字から成る商標が商標法4条1項15号に規定する商標に当たるとされた事例

(13) 最一判平成13年6月28日 平成11年(受)第922号 損害賠償等請求事件(最高裁ホームページ)

江差追分に関するノンフィクション「北の波濤に唄う」と題する書籍に依拠して作成されたNHKのテレビ番組が、原著作物たる書籍の著作権(翻案権)を侵害しているかどうか、争われ、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合は、言語の著作物の翻案に当たらないとし、翻案権、放送権及び氏名表示権の侵害を認めなかった事例

(14) 最三決平成13年3月12日 金法1613号77頁

銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。送金依頼人から、外国への送金の依頼を受け、送金資金を受領した上、直接現金を同外国に輸送せずに、同外国在住の共犯者に対し、送金先銀行口座等を連絡して支払方を指図し、同外国内の銀行口座の資金を用いて送金依頼人の指定する銀行口座等に送金受任額相当額を入金させた行為は、銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」に当たる。

(15) 東京高判平成13年6月28日 平成13(ネ)1280号 意匠権民事訴訟事件(最高裁ホームページ)

控訴人が意匠権を信託により譲り受けたと主張して、被控訴人に対し、差止請求した事案。信託による意匠権譲渡については、相続や合併の場合などと同様に移転の登録がなくとも意匠権譲渡の効力が生じるものと解すべきであるとの主張は、「信託による意匠権譲渡が、相続や合併などの一般承継と異なり、特定承継であることは論ずるまでもないことであり、特定承継である信託による意匠権譲渡につき、法の明文に反してまで、これを相続や合併などの一般承継と同様に扱うべき根拠も全く見いだすことができない。」として控訴を棄却した事例。

(16) 東京高判平成13年5月22日 平成11(ネ)3208号 特許権民事訴訟事件(最高裁ホームページ)

特許法第35条3項、4項を強行規定と解し、従業者等に「権利」として支払を受けることの認められた「相当の対価」の具体的な額を、当該権利に関する義務者である使用者等が一方的に定め得るとすれば、それは、法律上、むしろ異なる状態とし、使用者等があらかじめ「勤務規則その他の定」により、職務発明に係る特許権等の承継等の相当の対価につき、その算定基準や支払時期等を定めておくことが許されることはいうまでもないが、上記定めにより算出された対価の額が、特許法35条3項、4項にいう相当の対価に足りないと認められる場合には、従業者等は、上記定めに基づき使用者等の算出した額に拘束されることなく、同項による「相当な対価」を使用者等に請求することができるものと解すべきである、と判示した。

(17) 東京高判平成13年7月12日 平成12(行ケ)447号 商標権 行政訴訟事件(最高裁ホームページ)

薬事法と商標法とは、法の目的に応じて分類をする目的ないし観点も異なる以上、商標法における商品の分類区分と薬事法上の「医薬品」・「医療用具」の区分とが必ず合致しななければならないと解する理由はないといわざるを得ず、それぞれの法の趣旨に照らして薬事法上「医薬品」である商品が商標法上は「薬剤」でないものとして扱われたり、商標法上の「薬剤」が薬事法上は「医薬品」でないものとして扱われることがあっても、差し支えないというべきであり、薬事法上の医療用具が商標法上の指定商品「薬品」として使用を認め、商品区分第1類の「化学品、薬剤、医療補助品」を指定商品とした登録第1924681号商標の指定商品中「薬剤」については、その登録は取り消す。」とした審決を取り消したもの。

(18) 東京地判平成12年5月16日 判タ1057号221頁

CSデジタル放送サービスにおいて商業用レコードを使用したラジオ音楽放送番組を放送することは、レコード製作者が有する著作隣接権(レコード複製権)を侵害しない。

1 本件番組の公衆送信は著作権法上の「放送」に当たり、番組における保有サーバへの音楽データの蓄積は、著作権法102条により準用される同法44条1項の「放送のための一時的な録音」に当たる。

2 本件番組の個々の受信者による音楽のMDへの録音は、同法30条1項の規定に当たり、違法な複製とはいえない。

3 本件番組で公衆送信された音楽データのRAMへの蓄積は、著作権法上の「複製」にあたらぬ。

(19) 東京高判平成12年9月28日 判タ1056号275頁

本件登録商標に類似する標章を、本件マンションの名称として使用し、本件マンションの階段入り口部分の表示板に付したり、掲示した立て看板・垂れ幕に付したり、配布したチラシ・パンフレットに付した行為は、マンションの分譲販売に際して行われる役務提供の際になされたものであり、マンション購入希望者が購入予定物件の内容の案内を受けるなどの際に使用されたものであって、これは本件登録商標の指定役務である「建物の売買」についての使用に該当する。

(20) 東京地判平成13年3月26日 判タ1056号120頁(「大地の子」著作権侵害差止等請求事件)

1 ある作品が先行著作物に関する翻案権の範囲内に含まれるか否かは、(1)先行著作物における主題の設定、具体的な表現上の特徴、作品の性格、(2)当該作品における主題の設定、具体的な表現上の特徴、作品の性格、(3)両者間におけるストーリー展開、背景及び場面の設定、人物設定、描写方法の同一性ないし類似性の程度、類似性を有する部分の分量等を総合勘案して判断するのが相当である。

2 ノンフィクションの性格を有する著作物において、歴史的な事実に関する記述部分について、文章、文体、用事用語等の上で工夫された創作的な表現形式をそのまま利用することはさておき、記述された歴史的な事実を、創作的な表現形式を変えた上、素材として利用することについてまで、著作者が独占できる(他者の利用を排除することができる。)と解するのは妥当とはいえない。

3 本件被告小説は原告作品を翻案したものではない。

(21) 最二決平成13年3月23日 金法1615号64頁

破産宣告決定の送達を受けた破産者の同決定に対する即時抗告期間は、同決定の公告のあった日から起算して2週間である。

(22) 東京地判平成12年3月16日 判タ1057号155頁

1 経営破たんした長期信用銀行の株式を預金保険機構が取得するに際して、株価算定委員会が清算価額によって資産及び負債を算定し、長銀株の対価を1株あたり0円と決定したことは相当である。

2 債務超過となっている長銀の株式の対価が0円と決定され、結果的には原告が何らの対価を得ることなく長銀の株式の権利を失うことになったが、そのような場合であっても国が株式を強制的に取得する場合には有償で取得すべきであるということが、憲法29条により保障されていると解すべき理由はない。

(23) 名古屋高判平成12年5月31日 判タ1056号208頁

1 未確定更生担保権については更生担保権確定訴訟の結果をもって確定すると解するのが相当であるから、更生計画の認可決定の確定により、本件銀行の更生手続参加により中断していた保証債務の消滅時効が更に進行を開始するというものではない。

2 中断していた保証人の本件銀行に対する連帯保証債務の消滅時効は、昭和63年2月5日に成立した和解時から更に進行を開始するものというべく、商事債務の時効期間(5年)である平成5年2月5日の経過をもって本件連帯保証債務は時効消滅したものと認められる。

(24) 東京高判平成12年11月28日 判時1743号137頁

日本人と米国人との間の雇用契約書に記載された米国連邦裁判所あるいはイリノイ州裁判所を国際専属的裁判管轄とした管轄合意を有効とし、これに反して提起された訴えを却下した原審判決が維持された事例。

(25) 名古屋高判平成12年2月29日 判タ1056号170頁

1 本件司法書士会の共済制度においては、会員の死亡又は不時の災害に備えて会員の生活を支え、これにより業務の公正さを保つことに繋がるものと認められるから、司法書士会の目的に沿うものと認められ、本件特別会費及び本件事件数割当費の一部を共済制度の運営に充てることには合理性があるというべく、したがって、実質的には、会員の結社しない自由を侵害するものではなく、司法書士会としての自主的、自立的裁量の範囲内にあるものと認められる。

2 本件司法書士会の会費の負担方法について、取扱事件数から推認できる業務量に着目し、これを基準にして一定部分の会費負担を定めることは、民法90条、憲法14条に違反するものとは認められない。

(26) 最二判平成13年7月13日 平成12年(行ツ)第13号 所得税更正処分取消請求事件(最高裁ホームページ)

りんご生産等の事業を営むことを目的として設立された民法上の組合において、組合員が組合の事業に係る作業に従事して労務費の名目で支払を受けた金員は給与所得に当たると判示し、事業所得に該当するとした原判決を破棄自判した事例

(27) 最一判平成13年6月21日 平成10年(あ)第508号 地方税法違反被告事件(最高裁ホームページ)

特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造する工程の中に、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和する工程が含まれていたとしても、その者は、それによって生じた軽油を製造したものと解されるから、地方税法700条の4第1項5号により、譲渡した軽油の全量を課税標準とする軽油引取税の納付義務を免れず、その譲渡した軽油の全量が課税標準となるとされた事例

(28) 東京地判平成13年2月16日 判時1746号83頁

住民基本台帳に記録されるべきか否かは、当該住民の住所が当該市町村の区域内にあるかどうかという事実、及び、住民基本台帳に登録して管理すべき者かどうかのみを基準として判断されるべきものと解すべきであり、市町村長には当該住民が新たに市町村の区域

内に住所を定めたという事実が存在するにもかかわらず、被申立人の主張するような理由によって、住民票の調製、記載を拒否したり、消除等を行なうべき権限が与えられていると解すべき根拠は存しない。そして、住民票を全部消除すべき事由として、住民基本台帳法施行令8条に明示的に記載された当該住民の転出又は死亡という事由のほか、同条に規定する「その他その者についてその市町村の住民基本台帳から除くべき事由」に当たるのは、これらに準ずべき事由、つまり、転入の事実がないこと、国籍の喪失、皇族の身分取得等の客観的事実に基づくものに限られると解すべきである。

(29) 東京高決平成11年8月2日 判タ1057号153頁

1 接道義務違反を理由とした建築確認処分の取消訴訟について、周辺住民は法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、原告適格を有する。

2 当該建築物に火災等が発生した場合、消火活動に支障がある結果、延焼によって、申立人の生命、身体、財産に生ずる損害は、本件処分の効力が停止されなかった場合に直ちに発生するものでもなく、本件建物に火災等が発生しない限り現実化することも、そのおそれが具体化することもない。よって、本件の場合、行訴法25条2項の「回復の困難な損害をさけるため緊急の必要がある」とは認められない。

(30) 最三判平成13年3月13日 判時1746号144頁

書面に作成され、かつ、両当事者がこれに署名捺印し又は記名捺印しない限り、仮に、労働条件その他に関する合意が成立したとしても、これに労働協約としての規範的効力を付与することはできないと解すべきである。

(31) 東京地判平成12年1月31日 判タ1057号161頁

1 使用者が労働者の資格を降格し、職能給の号俸を引き下げるなどするには、就業規則等において各労働者について、人事考課、査定に基づき降格または職能給の号俸の引き下げ若しくは手当の減額を許容されるものであることが必要である。

2 就業規則の不利益変更について、特に賃金、退職金など労働者にとって重要な権利、労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす就業規則の作成又は変更については、当該条項がそのような不利益を労働者に法的に受任させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合において、その効力を生ずるものというべきである。

(32) 名古屋高金沢支判平成12年9月11日 判タ1056号175頁

生活保護の受給者が、県条例に基づく心身障害者扶養共済年金の給付を受けている場合に、これを本件受給者の収入と認定して、生活保護支給額を減額変更する旨の処分は違法であるから、同処分を取り消した原判決は相当である。

(33) 最三決平成13年2月9日 判タ1057号150頁

捜査機関に発覚する前に捜査機関に対してなした自己の犯罪事実の申告について、その申告内容に虚偽が含まれていても、刑法42条1項の自首が成立するとされた事案。

(34) 東京高判平成12年12月20日 判例時報1746号151頁

覚せい剤の本邦への搬入を内容とする覚せい剤輸入罪は、その覚せい剤を陸揚げ等により本邦領土に搬入した時に既遂に達すると解すべきである。

---

6月末までの主な成立法令一覧(私法部門) ★は後記に解説あり

---

種類 提出回次 番号

議案件名

・衆法 151 26

商法等の一部を改正する等の法律

・・・★

・衆法 151 27

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

・・・商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う、関係法律の規定の整備及び経過措置

・衆法 151 28

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・金融機関等が預金保険機構に対し資産の買取りの申込みを行うことができる期限を延長する

・衆法 151 30

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案

・・・特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人の範囲を資本額が3億円を超える株式会社等に拡大する

・閣法 151 16

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律

・・・通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講じ、それらを用いて提供される電気通信の役務の普及を図る

・閣法 151 44

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

・・・労働条件等についての労働者と事業主との間の紛争について、あっせんの制度を設ける

- ・閣法 151 67  
電気通信役務利用放送法  
・・・電気通信役務利用放送の定義を定めるとともに、登録、業務、罰則などを規定する
- ・閣法 151 69  
民事訴訟法の一部を改正する法律  
・・・公務員の職務上の秘密に関する文書等の提出義務、及び刑事訴訟に関する書類や少年の保護事件の記録又は押収されている文書の提出義務の範囲
- ・閣法 151 92  
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律  
・・・★
- ・閣法 151 93  
不正競争防止法の一部を改正する法律  
・・・不正目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を取得、保有、使用する行為の禁止
- ・閣法 151 96  
短期社債等の振替に関する法律  
・・・短期社債等の振替を行う振替機関及び短期社債等の発行、譲渡等に関し必要な事項を定める
- ・閣法 151 97  
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律  
・・・株券等の保管振替機関の指定、業務、監督、営業譲渡等に関する規定の改正

---

6月末までの主な成立法令一覧(公法部門)      ★は後記に解説あり

---

種類 提出回次 番号  
議案件名

- ・衆法 150 16  
特殊法人等改革基本法  
・・・特殊法人の集中改革期間の前倒し及び職員の雇用の安定を図るための措置に関する規定の修正
- ・衆法 151 34  
行政書士法の一部を改正する法律  
・・・契約に関する書類を代理人として作成すること等業務の明確化に関する規定、及び行政書士証票の返還等に関する諸規定の改正
- ・閣法 151 3  
法人税法等の一部を改正する法律  
・・・法人の合併・分割に伴う課税標準及び計算方法、税額、申告・納付等についての諸規定の改正
- ・閣法 151 14  
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律  
・・・犯罪被害者の速やかな援助のための給付金の種類等の改正及び犯罪被害者等早期援助団体の指定に関する規定
- ・閣法 151 26  
地方税法等の一部を改正する法律  
・・・法人の分割に係る連帯納税の責任等
- ・閣法 151 27  
地方交付税法等の一部を改正する法律  
・・・各事業税につき、当該道府県が定める税率を基礎とすること、及び地方財政法の一部改正
- ・閣法 151 45  
土地改良法の一部を改正する法律  
・・・土地改良事業計画の変更に係る同意の取得に関する諸規定
- ・閣法 151 50  
道路交通法の一部を改正する法律  
・・・高齢者に関する普通免許、大型免許の諸規定の改正、及び免許証の電磁的方法による記録等
- ・閣法 151 54  
土地収用法の一部を改正する法律  
・・・土地収用時のあっせん、仲介に関する諸規定の改正
- ・閣法 151 58  
刑法の一部を改正する法律  
・・・★

- ・閣法 151 87  
行政機関が行う政策の評価に関する法律  
・・・行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項、及び政策の評価に関する情報の公表に関する規定
- ・閣法 151 98  
地方税法の一部を改正する法律  
・・・道府県民税の所得割の納税義務者に対する所定の株式譲渡所得からの一定額の控除に関する規定
- ・閣法 151 99  
租税特別措置法の一部を改正する法律  
・・・居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する上記控除に関する規定

---

6～7月の主な発刊書籍一覧(私法部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・山下真弘 信山社出版 288頁 ¥2600  
信山社・法学の泉 営業譲渡・譲受の理論と実際〔新版〕
- ・吉村徳重・竹下守夫・谷口安平編 青林書院 608頁 ¥5000  
講義 民事訴訟法
- ・林 豊・山川隆一編 青林書院 400頁 ¥4300  
新・裁判実務大系16 労働関係訴訟法 1
- ・林 豊・山川隆一編 青林書院 400頁 ¥4300  
新・裁判実務大系17 労働関係訴訟法 2
- ・吉田 直 中央経済社 220頁 ¥3600  
競争的コーポレートガバナンスと会社法
- ・石田喜久夫 成文堂 268頁 ¥4300  
民法研究第11巻 現代の契約法〔増補版〕
- ・経営法友会マニュアル等作成委員会 商事法務研究会 226頁 ¥2800  
経営法友会ビジネス選書3 株主代表訴訟対応マニュアル
- ・宗田親彦 慶應義塾大学出版会 480頁 ¥4600  
新訂 破産法概説
- ・中川寛子 有斐閣 330頁 ¥5300  
北海道大学法学部叢書 不当廉売と日米欧競争法
- ・西口元・木村久也・奈良輝久編 青林書院 330頁 ¥3300  
青林法律相談29 フランチャイズ・システムの法律相談
- ・第二東京弁護士会倒産法制検討委員会 信山社出版 312頁 ¥4200  
民事再生法書式集〔新版〕 ・・・★
- ・廣田尚久 信山社出版 226頁 ¥2000  
民事調停制度改革論 ・・・★
- ・山田恒夫編 酒井書店 544頁 ¥5500  
民法講義〔第2版〕 財産法
- ・片岡 昇 有斐閣 340頁 ¥7400  
労働法理論の継承と発展

---

6～7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・石原明・大島俊之編 晃洋書房 290頁 ¥3200  
性同一性障害と法律
- ・有斐閣 各900頁 各¥20000  
行政法の発展と変革 上・下 塩野宏先生古稀記念
- ・B・ピエロート/永田秀樹他訳 法律文化社 566頁 ¥12000  
現代ドイツ基本法
- ・関 哲夫 成文堂 268頁 ¥5000  
続・住居侵入罪の研究

・米山哲夫 成文堂 272頁 ¥6000  
情報化社会の犯罪対策論

・井上達夫・河合幹雄編 信山社出版 344頁 ¥2700  
体制改革としての司法改革 . . . ★

・吉田善明 敬文堂 332頁 ¥2500  
変動期の憲法諸相

・右山昌一郎 中央経済社 240頁 ¥2000  
よくわかる税理士法人制度

---

#### 成立法令 (私法部門)

---

・商法等の一部を改正する等の法律  
今回の改正では、コーポレートガバナンスの理念を採用し、株式制度、会社の機関の在り方、計算・開示などの方法など多岐に渡って修正がなされた。株式制度においては、企業が自己株式を市場から取得し市場内の株式数を減らすことで、株式の魅力を高め株価を引き上げることが目的とした自己株式取得の自由化(金庫株)や個人投資家が株式市場に参入しやすくするための単位株制度の見直しが主な改正点としてあげられる。  
また、登記所における貸借対照表の公開や株式会社・有限会社の公告の電子化など、ペーパーレス社会に対応する改正がなされたことも特徴である。  
一方で、経営委員会制度の導入等、実質的な取締役会の権限強化が図られたにもかかわらず、取締役の責任についての明確な規定の盛り込みが見送られるなどの問題点がある。

・電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律  
民法の原則を電子商取引に適用する際に生じる不都合を修正するための民法の特例。たとえば、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合、民法の原則に従うと、申し込み(または承諾)をした者に重過失がある時は、無効の主張ができなくなるのに対し(民法95条但書)、本法における特例では、消費者が電子計算機を用いて送信した場合に、申し込みまたは承諾の意思がなかったとき(クリックミスの場合)、申し込みまたは承諾と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき(入力ミスの場合)は無効を主張ができることとなった。  
また、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合、承諾者が使用する電子計算機等と申込者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行う電子承諾通知については、到達主義によることとされた(4条)。

---

#### 成立法令 (公法・刑事法部門)

---

・刑法の一部を改正する法律  
クレジットカードの社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備するための改正である。電磁的記録等の不正作出(163条の2)、所持(163条の3)に加え、電磁的記録等の不正作出準備(163条の4)や未遂罪(163条の5)についても罰するとして近年のカード犯罪の実状を鑑みた厳格な規定となっている。

---

#### 発刊書籍 (私法部門)

---

・民事再生法書式集〔新版〕  
民事再生法の施行に伴い、新法で必要となる文書を20章188通もの項目に細分類し、網羅した書式集。  
民事再生事件で実際に使用された書式を使用しているため、たいへん実用的である上に各書式ごとに附された注釈において新法における関連条文が明記されており、参考書としての特性も有する。通読することで、民事再生法手続きの一連の流れが理解できるよう、工夫して編集されている。

・民事調停制度改革論  
本書は、安価・迅速・柔軟な民事紛争解決システムの構築が求められる今後の司法において、従来の民事調停制度・裁判外紛争処理制度(ADR)を総合・再編して「和解仲裁所」の創設することを提言している。司法制度改革の根幹を捉えた画期的構想として注目される理論書である。

---

#### 発刊書籍 (公法・その他部門)

---

・体制改革としての司法改革  
本書は、司法改革の視点から日本型意思決定の問題点を指摘している。司法改革の背景を日本型意思決定システムの挫折と位置づけ、その上で司法改革への視座を述べている。90年代における日本経済の失敗を意志決定のルール欠如とし、法の支配による日本社会構築のための司法改革という理論展開はたいへん興味深い。司法官僚制の弊害など司法改革において注目される諸点にも具体的に言及しているが、読物としての性質が強い。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて  
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---